

特定化学物質障害予防規制の物質ごとの規制早見表(その1)

区分
第1類物質：がん等の慢性・運毒性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高いもの。
第2類物質：がん等の慢性・運毒性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの。(オーブミン等、尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質。特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質。特別有機溶剤等：有機則との関連があるもの。管理第2類物質：それ以外の物質。)
第3類物質：大量吸入により急性中毒を引き起こす物質。
第4類物質：大量吸入により急性中毒を引き起こす物質。
特別管理物質：がん原性物質又はその疑いのある物質

Table with columns for chemical name, regulation type, and various regulatory measures (e.g., safety, health, work environment). Rows include substances like 1 異りんマツチ, 2 ベンジジン及びその塩, etc.

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表(その3)

法令	法規内容	区		分			労働安全衛生法			特 定 化 学 物 質				書 庫				防 規 則															
		第1類物質	第2類物質	第3類物質	特別管理物質	特定化学物質	第3類物質等	第3類物質	特別管理物質	55	56	57	59	67	3	4	5	7	9~12	12の第2号	24	27	36	36の2	37	38	38の2	38の3	38の4	39・40	42	53	
令 区分	規制内容	禁止物質	禁止物質	禁止物質	特別管理物質	特定化学物質	第3類物質	特別管理物質	製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	健康管理手帳	第一類物質の取扱い設備	4	5	7	9~12	24	27	36	36の2	37	38	38の2	38の3	38の4	健康診断	緊急診断	記録の保存			
		第1類物質	第2類物質	第3類物質	特別管理物質	特定化学物質	第3類物質	特別管理物質	製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	健康管理手帳	第一類物質の取扱い設備	4	5	7	9~12	24	27	36	36の2	37	38	38の2	38の3	38の4	健康診断	緊急診断	記録の保存			
	物質名																																
	アクリロイン																																
	酸化ナトリウム																																
	1・3-ブタジエン																																
	1・4-ジクロロ-2-ブテン																																
	硫酸ジエチル																																
	1・3-プロパンスルトン																																

- 本表及び下記注では特定化学物質予防規則→特化則、有機溶剤中毒予防規則→有機則と略記しています。
- 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数値は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。19の2「1,2-ジクロロプロパン」は「屋内作業場所における印刷機他設備の清掃業務に2年以上従事。」
 - 2 「局排の性能」の欄中、数値は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³当たり)に占める重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は1.0m³/sec、粒子状の物質は1.0m³/secである。(リフラクトリ-セラーミックスフアイバーは除く)
 - 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
 - 4 両肺野にベリウムによる慢性の結節性陰影があること。
 - 5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。ただし※印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
 - 6 ①製造許可、表示について、(1)石綿分析用試料の石綿、(2)石綿の調査・分析を行う者の教育の用に供される石綿、(3)これらの原材料として使用される石綿であって一定の要件に該当するもの及びこれら石綿その重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を、製造、輸入、譲渡、提供及び使用者が禁止されている物質から除外し、製造時の厚生労働大臣の許可の対象とする。製造等が可能となることに伴い、法第14条の作業主任者の選任、第65条第1項の作業環境測定の実施及び第66条第2項前段の有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要となる作業等について、石綿分析用試料等製造する作業等については、石綿分析用試料等製造及び提供が可能となることに伴い、法第57条第1項の化学物質等の名称等、表示、第57条の2第1項の化学物質等の名称等の通知及び第57条の3第1項の有害性又は有害物質等の調査を行なわなければならない化学物質等として、石綿分析用試料等を追加する(裾切値は0.1%)。
 - ②健康手帳について、(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること(これについては、石綿を製造し、又は取り扱う業務以外の周辺の業務の場合も含む。)(2)石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼付付け、補修、除去の作業、石綿等の吹き付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業に1年以上従事した日数にばく露した日数にばく露していること、等を取り扱う作業(2)の作業を除く)に10年以上従事した経験が有していること、等のいずれかに該当すること。
 - 23ページ参照
 - 7 のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。
 - 8 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条17～第38条の19)で定めていることを示す。
 - 9 △は特定化学物質障害予防規則第4条では、該当物質を製造する設備は密閉式の構造とし、労働者に取り扱わせる場合は遠隔室での遠隔操作としなければならぬとしているが、製造する該当物質を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業において前述の措置が困難で、該当物質が労働者の身体に直接接触しない方法により行う場合に限った措置。
 - 10 作業主任者の選任にある「○有」は有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があることの意味です。
 - 11 作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、健康診断の欄にある「有○」は有機溶剤の準用規定によることを示している。
 - 12 特別有機溶剤等又は有機溶剤の含有量が5%を超えるものは、特別有機溶剤を含む混合有機溶剤としての測定評価(管理区分決定)を行います。
 - 13 ジクロロメタンの配転後の健康診断(○△)は有機溶剤業務のうち洗浄・私拭業務に限る。
 - 14 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソプロピルエチルケトン、コハルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1・2-ジクロロプロパン、ジメチル-2・2-ジクロロヒソルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリ-セラーミックスフアイバー、三酸化二アンチモンは、作業の種類によって適用除外の規定がある。